

Title	大工頭中井家文書(二)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (II)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.2 (1964. 8) ,p.109(225)- 122(238)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書

(二)

中井信彦
高橋正彦

七月四日

小遠江守
政一(花押)
日半兵衛
政成(花押)

2 「名古屋城関係」

〔一三〕小堀政一他三氏連署書状(折紙)

已上

一書申入候

一従駿府御年寄衆如此申来候、貴様へも駿府より御状参
候、定而右之趣可有御座候へ共此方へ参候御状をも写候
て進之候事、

一皆々御家立申候衆、手伝少つゝ置候、御_(天守)殿主へかけ申
候事、

一駿府へも御家之手伝御殿主へかけ申候通御返事申入候
事、

中和州様

人々御中

(長野)
(名乗) (花押)

鈴左馬介
(名乗) (花押)

〔註〕 ① 小堀政一、日向半兵衛政成、長野内蔵亟はいづれも
名古屋作事奉行である。慶長十七年五月十一日付の家康
より中井正清宛文書によれば、名古屋城御作事奉行とし
てこの三名のほかに、大久保長安、村上三右衛門吉正、
原田右衛門、寺西藤左衛門、藤田民部、水谷九左衛門の
計九名が任命されている。

一ここもと御普請之様子并御材木之様子五郎右より可被
申候條不能具ニ候、恐惶謹言、

② 中井配下の大工棟梁、今村五郎右衛門のこと、
③ 鈴左馬介については未詳。

遠藤但馬守殿

稻葉右近殿

西尾豊後殿

竹中丹後守殿

山里助右衛門尉殿

大嶋茂兵衛殿

同 久左衛門尉殿

織田孫市殿

〔一四〕本多正純他四氏連名書状 写（折紙）

以上

急度申入候、仍御殿主之御材木于今不参之由名古屋御作事奉行衆より申来候、村権②右於御前六月中ニ出シ可申之由被申上候ニより御天主より立可申之由被仰遣候処ニ御材木不足候由不審存候、何様之様子ニて遅候様ニ候哉、御

由断ハ御座有間敷候へとも様躰可被仰越候、恐々謹言、

〔註〕 ① 差出者はいづれも当時駿府における家康の側近である。

② 村田権右衛門のこと、名古屋城作事奉行の一人。

〔一五〕本多正純他四氏連名書状 写（折紙）

尚々御天主御材木なにやうの木不足候哉、御書付可

給候、以上

急度申入候、仍御殿主之御材木皆々相調候哉、不足之御

松平和泉守殿

材木御座候者御書立候て可給候、牧助右、村權右、六月中ニ御殿主之御材木御出し候由被申上候、御材木出候御手伝衆、同奉行衆へも書状越申候間、從其元可有御届候、御家之御材木も何ほど相調申候哉、是又可被仰越候、先々御殿主如 御詫御急候て可有御立候、恐々謹言、

七月十三日

竹山城守

成隼人正
大石見守
安 帯力
本上野介

急度申入候、仍御殿共御絵并ひわた之儀付、一ツ書進候間、能々御披見候て具ニ御返事まち入候、此方相替儀無之、御両 上様御機嫌残所無御座候間、可御心易候、御作事之儀ニ付貴所疇節々被仰出候、此表御用も候ハ、可被仰越候、恐々謹言、

正月廿一日

勝(土井利勝)
重信(安藤重信)
(花押)

中江(ママ)
大和守殿

原右衛門尉殿
日向半兵衛殿
村上三右衛門尉殿
鈴木左馬助殿

万いる

〔註〕 ① 本書も二号文書と同じく写しである。

② 牧助右衛門、村田權右衛門、共に作事奉行の一人。

〔一六〕 土井利勝、安藤重信連署書状（折紙）

尚以絵之儀此書立ニテ者十分ニハしれ申間敷候へ共大積りを被仰越可有候、以上、

〔註〕 ① 土井利勝（一五七三～一六四四）江戸時代初期の重臣で家光世子のとき輔佐となり寛永十五年に大老となつた。下総古河の城主。

② 家康と秀忠のこと。

〔一七〕志永甲斐守忠宗書状（折紙）

以上

如仰其後以書状も不申通御床敷存候砌貴札忝存候、然者清須御殿主四五日以前ニ悉名護屋へ相着当城御作事無油断申付候、可御心易候、隨而其地御普請御苦勞共奉察存候、爰許御用之儀御座候者可蒙仰候、猶貴面之節旁可得御意候、恐惶謹言、

志甲斐守

忠宗（花押）

七月四日

中大和守様
貴報

〔註〕① 尾陽雜記などによれば清須天守を名古屋へ移建した

のは慶長十六年六月のことである。これを認むれば本文書は同年のものである。

猶々御事多御座候処ニ御懇之御状忝存候、爰元各も無御油断候、拙者式も何様ニも御相談申事候、御心易可

被思召候、以上

其元無御障御苦勞共之由、承候へ共以使札成共御見廻不申御無沙汰之様ニ迷惑致候処ニ却而御懇札過分ニ存候、爰元御作事之儀も五郎右、久右^③無油断被仰付候、其外御御下代之衆も御油断無御座候、何様ニも申談事候、是又御心安可被思召候、其元大形被仰付候者、爰元をも少度御見廻候而被下候へかと存事候、板伊州も早々被罷上満足申事候、定而積儀御放被成候ハんかと存事候、我等も罷上得御意度候へ共、爰元御作事之所ニ左様ニ御座候へ者貴様なとも何とか思召候ハんかと延引申事候、猶重而可得御意候、恐惶謹言、

藤田民部
豊^モ（花押）

七月四日

中大和守様
御報

〔一八〕藤田民部書状（折紙）

〔註〕

① 作事奉行の一人

② 今村五郎右衛門

③ 中西久右衛門、共に正清配下の大工棟梁であつた。

④ 中井正清が名古屋城築城のはじめから工事に関係していったかどうか明らかでないが、本光国師日記慶長十五

年四月の記載によれば中井は京都、名古屋、駿府の間をしばしば往復していることが知られ、蓬左遷府記稿によ

れば、同年の記述に「当表御城御取建被遊に付、御大工大和ニ被仰付」とある。この文書にも正清は名古屋城について種々の助言を与えたたり、配下の棟梁や下代衆を遣して普請、作事に従事せしめているが、同時に中井自身は慶長十六、七年の一時期は専ら京都にて禁裏の造営に従事しており、終始名古屋城築城にのみ関与していたわけではない。

〔一九〕福島正則書状（折紙）

猶以今度者御普請之儀ニ万事御心付共忝存候、何事も

何事も以面御礼可申出候、以上

昨日者御懇之預御捻殊御念入候而時画のうちわ拾本被懸御意忝存候、駿府へ御上を兼而不存候て御暇乞不申入御

残多存候、定而近日此表へ可被成御座候間、其刻以面御礼旁可得御意候、恐惶謹言、

羽柴左衛門大夫

正則（花押）

七月七日

中井大和守様

御報

〔註〕

① 福島正則ははじめ名古屋築城の助役をまぬかれていたが、池田輝政、浅野幸長と共に助役を命じられた。

② 文書の封の一形式である捻封の文書のこと。

〔二〇〕福島正則書状（折紙）

一書申入候尾州那古屋御本丸我等つき申御石垣さがり申由最前も如申入候隨分念を入申候へ共右之仕合迷惑存候、定而水道へ水あしきかゝり申故にても御座候ハん哉、則ふしんのもの指遣申候間何やうニも可然やうニ被仰付御なをさせ候て可被下候いつれも近日可得貴意候、恐惶謹言、

羽柴左衛門大夫

正則（花押）

八月十一日

中井大和守様

人々御中

〔註〕 ① 名古屋城石垣の造築は慶長十五年であるが、「当代記」九に「慶長十九年八月尾州名護屋本丸殿守ノ北東石垣八十間餘崩是福島左衛門尉手前也」とあるので本文書はこの際のものか。

面をハたたきどいニ被仰付我等ハつき不申候、少も造作をいとい申儀にてハ無御座候へ共、兼而不存所を仕なし候へは外聞実儀迷惑ニ御座候条最前内面御つき候衆可被存候哉、其御心得被成候而可被下候、委細者竹中采女正、大野壹岐守、山代宮内可被申入候、恐惶謹言、

八月十二日

羽柴左衛門大夫

正則（花押）

中井大和守様

人々御中

〔註〕 ① 一〇号文書と関連せるもの。

② 滝川豊前守忠征、佐久間河内政実、村田権右衛門、いづれも名古屋城築城の作事奉行である。とりわけ滝川、佐久間の二氏は文禄三年の伏見城経営にも関係し、更に慶長十二年の駿府城の普請にも奉行となり、当時の城郭経営の第一人者であった。

③ 本多正純のこと。

〔一一〕 福島正則書状（折紙）
猶以うちめんさがり申ニ付てハ我等ハ兼而つき不申候
間其通上州③へも申入候、以上
昨日も如申入候尾州なごや御本丸北之方我等つき申御石垣さがり申由ニ付て昨日普請之もの申付指上せ申候、然共御石垣之おもて口さがり申候者何やうにもをなさせ可申候が、もし内面さがり候ハ拙者ハ一円不存御事ニ候、滝川豊前殿、佐久間河内殿、村田権右衛門殿如御存者内

〔一二〕 福島正則書状（折紙）

以上

一書申入候、其以来者久々以使札も不申承背本意存候、
隨而御數寄屋之面六帖之内床壱疊進之候、何も以面方可
申承候、恐惶謹言、

八月廿三日

羽柴左衛門大夫

正則（花押）

中井大和守様

人々御中

七月四日

今村五郎右衛門
正（花押）

中西久右衛門
重（花押）

〔二三〕 中西久右衛門、今村^①五郎右衛門連署書状

（折紙）

中井信濃守様

御披露

尚々爰元へ参候御材木之書立進候、是ハ先日進上申候
よりの何ニ參候^(カ)分ニて無御座候、其御心得被成候て被
仰上候て可被下候、以上

〔註〕 ① 中西久右衛門、今村五郎右衛門は中井正清支配下の
上方より来れる工匠である。

② 宛書の中井信濃守は中井正清の従兄弟の利次のこ
と。前号（史学三七一）のまえがき参照

何も御奉行衆へも右之通申來候、左様ニ御座候へハ御家
共まつ御手伝皆々御天主へかけ申候、さりながら御奉行

〔二四〕 藤田民部書状（折紙）

猶々伊賀殿煩之儀、先日驚入、先日早々飛脚被遣申候間、いそき申候故、以書状も不申上候間、はや御本服之由、是又満足仕事候、以上

御懇之御状過分ニ奉存候、如仰此中者以書状も不得御意、乍恐御床敷存候、其元 禁中御作事方之御氣遣共奉察候、爰元御普請之儀者皆々出来致候、御下代衆も頓而可為御上候と存候、四つ之御矢倉、二つ之御門唐門共ニ皆々白土付仕廻申候、白土遲參候故、少付かけ共御座候、是者五三日中ニ出来可致候、御心安可被思食候、駿府へも此段可申遣候、恐惶謹言、

藤田民部
(花押)

十一月廿六日
重信 (花押)
〔二六〕駿府加判衆三名連署書状

(切封ウワ書)

本上野介

成隼人正

大石見守

中井大和殿 御宿所

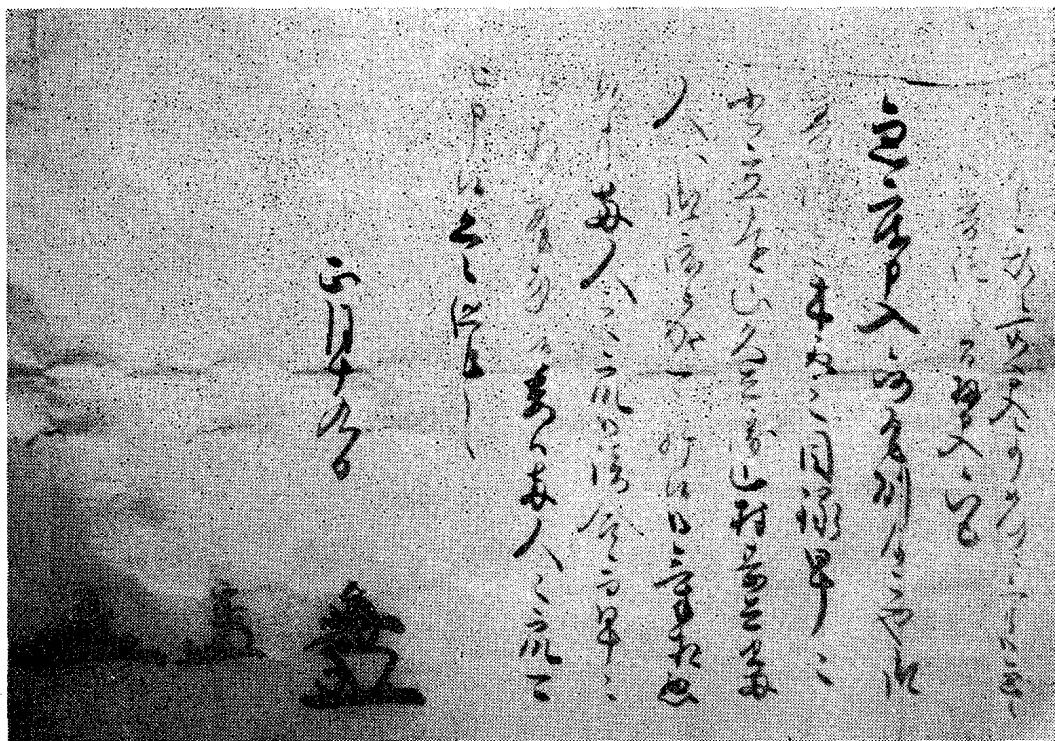
より

猶々煩候所へ申入候事如何ニ候へ共御急之御普請ニ候

間、扱申入候、以上

〔一五〕安藤重信書状 (折紙)

已上



二六号文書 駿府加判衆連署書状

急度申入候、仍尾州なこや御普請之木取之目録、早々書立、遠山久兵衛、山村甚兵衛兩人へ御渡被成可給候、御氣相惡候共、兩人之衆御談合候而、早々被相究尤候、委ハ両人之衆可被申候、恐々謹言、
正月十九日

（天久保）
長安（花押）

（成瀬）
正成（花押）
（本多）
正純（花押）

〔註〕 ① 遠山久兵衛、山村甚兵衛、共に木曾代官である。久
兵衛は友政と称し、甚兵衛は良勝と称す、良勝は元、木
曾義昌の家臣で関ヶ原の戦の折、家康側につき後功劳に
より木曾代官として福島の閑所を預つた。

〔二七〕 安藤重信書状（折紙）

以上

一筆申入候、仍昨廿七日ニ到駿府ニ参着仕、同廿八日ニ
御前へ罷出候所ニ一段仕合能御座候而、兩通之指図 御
前へ上申様子申上候所ニ内すまいは無用之由 御意御座

候、はしたい斗可仕之旨、被仰出候間其御心得可被成候、隨而貴殿其元大方隙明申候間、可罷上之旨申上候処一段、御機嫌御座候、其御心得にて其作地御普請之様子被仰付、御隙明次第二可被成御上候、御普請之様子申上候所一段御意ニ入御機嫌共ニ御座候間、可御心安候、拙者儀明日上候、明後日ハ此地を可罷出候間、何も面上旁不申承候、恐々謹言、

卯月廿八日
中井大和殿
人々御中

安対馬守
重信(花押)

卯月十九日
永井大和様
人々御中
三宅越後守
吉政(花押)

〔註〕①公方様は家康のこと、大納言はその子、義直のことを指すか、家康が三月に上洛したのは慶長十六年のことで、義直を同道しているが義直は右兵衛督で大納言ではない。やゝ疑問が残るが後考をまつ。
②松平正綱のこと、慶長年間、勘定奉行の位置にあった

〔二八〕三宅吉政書状(折紙)

以上

去十七日之御報令拝見候、井主計殿、松右衛門殿より去十二日御状に公方様^①、大納言様御上落^(落)可被成之段去十日ニ被仰出候間、当城御普請之義油断仕間敷之由、被

〔二九〕三宅吉政書状(折紙)

猶以右之分ニ候間指図をも被致候ハん大工衆先々一人御越可有候、想談申材木などのつもりをもいたし可申

仰越候、先書如申入候大工棟梁一刻も早御越可給候、材木數致指図尾州へ可申遣候、為其以飛札申入候、御普請ニ取懸候者番匠衆數多御越ニ而手早出来申候様御心懸尤ニ候、恐惶謹言、

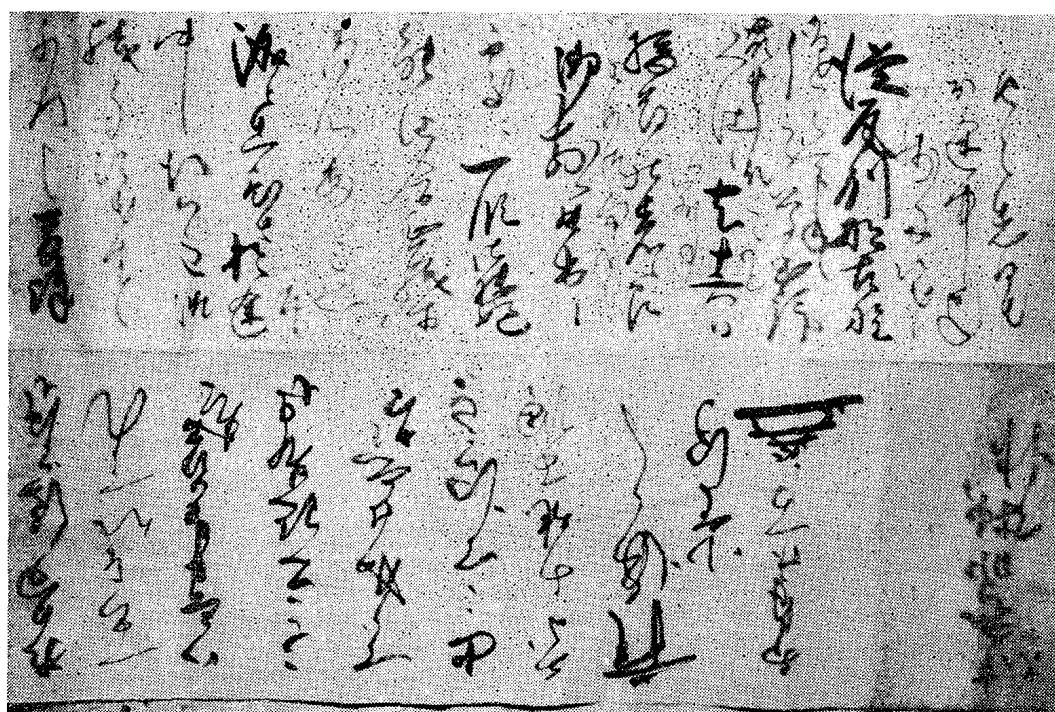
態以飛札申入候、仍先日ハ爰元御立寄之所、為何御馳走
をも不申、早々御帰ハ残多存候、其後則可申入処何角罷
過無其儀候、然ハ当城破損御普請之儀も艱而も取懸り申
度所ニ安藤弥吉被罷歸候茂、今日々々と申間待申候へ共、
于今無其儀候、路次迄出被申候へ共何哉覽御訴訟之儀候
て、路次より被帰候由ニ候、爰元御殿破損御普請など
延迷惑申候、材木尾州より請取候つもりニ江戸御年寄衆
より申来候旨、安藤弥吉と我等兩人之手形にて請取候へ
と之儀ニ候へ共、于今帰不被申候間、ケ様之所も遅々致
候、左様ニ候へ者、たそ御大工衆一両人も爰元御越候ハ
ん哉、破損之所、想談致材木なと之つもりをもいたし、
先々尾州へ拙者一人之手形にて成共請取置候ハんかと存
候、何も爰元様子ハ先日御覽候間、江戸御年寄衆へ様子
ヲ懇ニ可被仰越候、其元大坂御殿御普請何程出来申候
哉、御辛劳察入候、是式候へ共、鮒の鮓壺桶進申候、書
状之驗迄候、恐々謹言、

卯月十六日

三宅越後守
吉政(花押)

中井家文書(二)

(二三五) 一二九



三〇号文書 小堀政一書状

(中)
永井大和様

人々御中

〔三〇〕 小堀政一書状（折紙）

返々先日者於途中申承御残多次第尚近々可申承候、藤十郎殿こゝもと御入候事候而万事御無沙汰存候へく候、以上

従尾州那古野カ之尊書拝見仕候、去十六日駿府罷着候節

御前へ罷出候処ニ一段御機嫌能仕合無残所候、御心安可

被思召候、誠ニ先度者於途中得御意御残多次第中々不得申候、爰許相易儀御座候者一書を以可申入候、御氣遣存間敷候、其元珍敷事候者可被成御知候、尚追々可得御意

候処不能子細候、恐惶謹言、

小遠江守

政一（花押）

已上

中和州様

御報

〔三一〕 原田右衛門成氏書状（折紙）

以上

御状拝見申候、如仰先度者早々御暇乞申候、爰元御作事

之儀大形出来申候、白土之儀ハ先月大形付申候、寒天之

御状拝見候、如仰ニ候、其後ハ不得御意候、爰元御作事無油断五右衛門殿、久右衛門殿、被入御念被仰付候処可御心安候、其元方之御用共御身勞奉察候、於当地ニ屋敷御用御座候ハ可被仰付候、何事も御手代衆と御談合申候間、可御心易候、恐惶謹言、

七月五日

原田右衛門
成氏（花押）

中井大和様

御返事

〔三二〕 原田右衛門成氏書状（折紙）

已上

御状拝見申候、如仰先度者早々御暇乞申候、爰元御作事之儀大形出来申候、白土之儀ハ先月大形付申候、寒天之

時分之御普請之儀かね／＼も無用之由 御意被成候通り

存候間隨分かせい申候、大工仕事之儀ハ五郎右方まで可

被仰付候、弥我等方よりも五郎右方へ申越 大工多かけ候

て、二三日内ニ出来仕候様ニ可申付候、猶期後音之時候、

恐惶謹言、

中大和守様

貴報

3 「大坂御陣関係」

原田右衛門

成氏（花押）

中井大和様

御報

霜月七日

成氏（花押）

〔三四〕福島正則書状（折紙）

態申入候、改年之御悦目出度存候、隨而大坂被成御侘
言、御無事ニ相調り申由承候、弥其分にて御座候哉、ケ
様之目出度御事無御座候、兩御所様御馬近日ニ入可申
候、各様被成御供可為御下向候間、其刻面上を以、重々
御吉事可申入候、恐惶謹言、

心易候、若御普請之様子被成 御尋候共出来申候通可申

上候間御機遣被成間敷候、其元頓而被明御隙駿府御下之
刻必々御立寄奉期存候、恐惶謹言、

正月二日

羽柴左衛門大夫

正則（花押）

中井大和守様

人々御中

十一月十三日

志甲斐守
(花押)

中井家文書(二)

(二三七) 一一一

〔註〕 ① 兵を収めるということ、出馬の逆。

人々御中

〔三五〕 大野治長書状（折紙）

以上

此中者駿府かと存、御尋も不申上候、其地ニ御座候由承
候間一書申上候、然者駿府江常高院様、二位大蔵卿為御
使被寵下候付而爰許之様子色々雜節(説)在之由申来驚入存
候、爰許之儀不被存寄儀共、御取沙汰之由三候、如何之
者之申成と、上々之儀ハ不及申、下々迄迷惑仕事ニ御座
候、去年御曖之刻御越紙之上、少も御相違ハ在之間敷と
上之思召事ニ候、下々左様之儀をも不存取沙汰も在之か
と存候、六兵衛口上ニ申入候間、被成御聞届、板倉伊賀
殿へも御物語候て可被下候、猶与風寵上可得御意候、恐
惶謹言、

（元和元年）

三月廿二日

大修理大夫

治長（花押）

中井大和守様

〔註〕

① 淀君の妹。

② “フト”とよむ。